

仕 様 書

行 財 政 局 税 務 部 税 制 課
(担当：折井・山本 電話：075-213-5200)

件 名	産業廃棄物収集運搬及び処分業務
契 約 期 間	契約の日から令和 7 年 1 0 月 1 7 日まで
契 約 条 件	1 総則 (1) 本業務は、京都市契約事務規則、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき適正に実施すること。 (2) 受託者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。 2 受託者の条件 本業務の受託者は、産業廃棄物収集運搬許可証及び産業廃棄物処分業許可証を有していること。 3 業務内容 産業廃棄物の収集運搬及び処分 産業廃棄物の内容は写真のとおり（廃プラスチック類、金属くず等の混合状態）。 見積もりにあたって現地視察が必要な場合は、担当者と調整すること。 3 収集場所 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1 井門明治安田生命ビル 2、6 階 4 収集作業日・時間 平日で税制課と調整 5 産業廃棄物処理票（マニフェスト）の送付等 マニフェストは、受託者が用意することとし、必要事項を記入のうえ、下記のとおり税制課に送付すること。 ア 産業廃棄物引渡時・・・A票 イ 収集運搬後 1 0 日以内・・・B 2 票 ウ 処分終了後 1 0 日以内・・・D 票、E 票 (送付先)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

担当：折井・山本

6 その他

- (1) 業務実施中に発生した事故・負傷等について、本市は一切の責任を負わない。
- (2) 収集運搬に当たっては、第三者への安全に十分注意すること。また、運搬中に産業廃棄物が落下、散乱しないようにすること。
- (3) 受託者は、受託業務上知り得たことについては、本市の許可を得ずに外部を公表又は漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに受託者と本市で協議すること。
- (5) 支払については、業務完了後に受託者からの請求により行う。